広報たしろ

No. 221 昭和46年3月号

田代町総務課編集　毎月5日　1650部発行

町勢状況
昭和46.3.1現在

世帯数	1,522戸
人口	5,545人
男	2,605人
女	2,940人

四十五年度 振興大会

田代町振興大会は去る二月二十日、田代小学校講堂に約一千人の集りで、各項目の審査発表、表彰、講演など盛大に行なわれ、最後に郷土民芸を楽しみ、午後三時閉会しました。

社会教育の部で
西中郡のスポーツ少年団
池野の浪瀬幸夫さん

善行児童の部で
大原中の山田ヤス子さん
表彰

三月のこよみと行事予定

二日　婦人ガン検診（二日〜四日）
林業推進協議会
三日　郡植樹祭
四日　大根占営林署植樹祭、国保運営委員会、米生産調整協議会
五日　県町民税申告（四日〜二五日）
表木部落健康調査
六日　町婦人大会
七日　田代町剣道クラブ発会式
八日　民生委員会
生活教室
九日　鉤虫検便収集
町婦人会長会
一一日　麓永寿会
一二日　定例議会招集
川原永寿会
種痘（一二〜一五〜一六）
一三日　年金受給者説明会
大原中卒業式
一四日　養蚕役員会
一五日　選挙管理委員会
田代中卒業式
一六日　保育園遊技会
一七日　県知事選挙告示
一九日　種痘検査
二〇日　田代小・大原小卒業式
二一日　春分の日
二三日　農業委員会
二四日　教育委員会
郡養蚕振興大会
三〇日　県議会議員選挙告示、農協総会

成長する産業は破らんがある　これを乗り切る企業人としての度胸が必要

去る二月二十日の町の振興大会において、県企画部参事の正込氏は「今後の田代町の農業の方向」などについて、次のような主旨の講演をされ、私達の考え方に一大転機のきていることを強調されました。

（その一）

田代町の人口は八〇〇〇人代から五〇〇〇人代と急速に減っていますが、まだまだ減る。これは田代町の現在の産業では五〇〇〇人の人口を養うことはできないからで、田代町民のくらしが全国平均のくらしと、同じようになるまで減り続けるでしょう。勿論出て行った子ども達も、仕事のない田代町に帰ってくるはずがない。

（その二）

それでは今後どうなるのかというと、

現在米は一年分の配給米が余っている。農業が他の商工業なみに収入をあげるには、大変広大な土地を必要とします。

当分、農業のかたわら兼業を続けなければ食べて行けない。勿論出かせぎも必要です。

（その三）

それでは田代町ですすめている茶、養蚕、畜産の将来性はどうか。

＝**茶**＝はたいして需要はふえていないが、良質の茶を飲むようになっている。茶どころの静岡あたりが、工場や住宅用地として面積が減りつつある。また海外への輸出も見込みがある。今後は経営の面積を拡大し（一〇町〜二〇町）生産コストの引き下げと良質の茶の生産につとめれば、農業として成り立つ。

＝**養蚕**＝これほど価格の変動のはげしいものはない。価格変動を頭に入れて、面積の拡大をはかって行けば現在需要も伸びつつあるので当面有望である。

＝**畜産**＝は目標を、乳をしぼる牛か、肉をとる牛に置きかえること。今までの仔とり目標では駄目。今後は現在のような、うまやにつないだ飼育は畜産のうちに入らない。勿論今後は一〇頭や二〇頭では食って行けない。飼料の研究がたりない。

＝**木材**＝はどうか。今日本は木材需要の半分を輸入している。木材は当分世界的に不足が続く。価格は波はあっても暴落はしない。鍬で耕作したり、背で肥料を運ぶような耕地にはどんどん造林をしなさい。

『県道も早く舗装して』

花瀬〜大原間　舗装工事

花瀬ー大原間の町道は昨年の四月、大原小学校附近約九〇〇米を舗装しましたが、今回さらに、花瀬橋から二〇〇〇米余りの舗装を始めました。残りの一八〇〇米を四六年度事業で完成させる予定です。

上原ー花瀬間の県道舗装も早くやってほしいものです。

全線が舗装されますと、麓ー大原間は距離的に大変近くなり、車で十五分とかからないでしょう。

自転車や、単車で通学の高校生も大助かりです。

小組合も情報化時代

有線放送（親子ラジオ）施設続々誕生

一昔まえ、町営として朝夕、町放送を流し町民の皆さんに親しまれていた、親子ラジオも、テレビの普及とともに全く影をひそめ、くもの巣のようにはりめぐらされた電線もちぎれ、柱もくされて、見る影もなかったが。

最近の出かせぎ者などの増加で部落の役員の適任者の不足や時間の無駄をはぶくため、町として親子ラジオ施設をつくるところに半分近い補助をするようになり、施設をすすめていましたが、十八の小組合が施設をはじめました。

これで二八の小組合が親子ラジオをもっているようになりました。

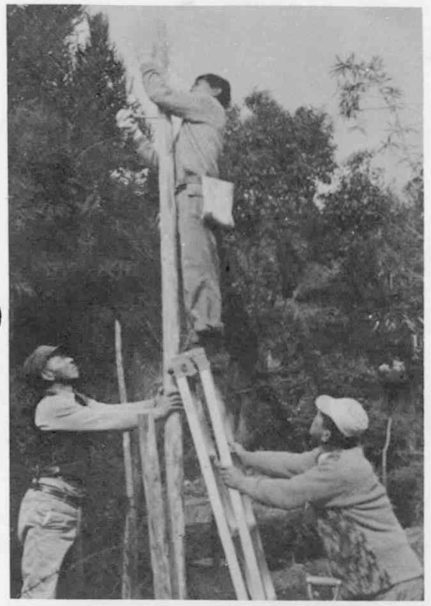

結婚届は「早目に」

戸籍相談問答

「問」　ことしは「戸籍制度創設百周年」といわれますが、そのいわれを教えて下さい。

「答」　明治維進後、大政が奉還されて明治四年七月に廃藩置県が行はれましたが、県政は勿論維新政府がその政策を実現するには、まず日本国民を把握する必要があると考えて全国統一的に戸口調査を命じたのが明治五年二月一日から実施された戸籍法です。

これを「明治五壬申の年（じんしんの年）」といわれていたのをとって、現在「壬申戸籍」じんしん戸籍と呼ばれていますが、本年はその明治五年から数えて百年目に当りますので「戸籍制度創設百周年」といわれます。

「問」　結婚後五年になりますが、まだ籍が入っておりません。今のままですと私の立場はどうなりますか。

「答」　内縁の妻は、子どもが生れたとき、夫が死亡したときなどに、法律上不利な扱いを受けますので、夫と話合って最寄りの役場へ婚姻届を出されるようおすすめします。

(1)　生れた子どもは嫡出子（正妻の生んだ子）でなく非嫡出子（正妻の生んだ子でないこと）となり、父から認知されても父の遺産相続のとき、嫡出子（ちゃくしゅっし）の半分しか相続できません。

(2)　婚姻届のときに、夫の姓でも妻の姓でもすきな方を選んで名のることができますが、届をしないと正式にはその姓を名のれず子どもも母の姓のままです。

(3)　夫の遺産についても法律上当然には相続できず、ほかの相続人がいないときに、特別縁故者として遺産の分与を請求できるだけです。

(4)　結婚届がしてあれば、法律の定める離婚理由がないかぎり勝手に離婚はできませんが、届けをしていないと勝手に離婚できることにもなります。

＝単車（125cc以下）の廃車及び取得の手続きを急ぎましょう＝

軽自動車税は、毎年四月一日を賦課期日とし、所有者に課税することになっています。

したがって、賦課期日以前に他人へ売り渡したり、下取りに出したりして、名儀変更、或は廃車の手続きをしなければ台帳名儀人に課税されますので変更のあった方でまだ手続きのすんでいない方は、昭和四十六年三月三十一日までに役場税務課へ、廃車の場合は、ナンバーと印かん名儀変更の場合は、印かん取得の場合は、印かんと単車のエンジン番号及び車体番号か単車を持参の上、手続きをすませて下さい。

御挨拶

巡査長　門~~内~~園　静雄（53才）

先般の警察の異動によりめでたく、定年退職されました淵田さんの、後任として麓駐在所に、国分警察署から参りました。

田代町は全く初めての任地でありまして、私も全力を挙げて皆様方に、奉仕しようと思っていますが、頭も老化して、間違いや、不足の点が、たくさんあることと思います。

そんなときには、淵田さん同様、或はそれ以上に、御指導くださいますよう、お願い申し上げます。

こんにちは　保健所です

「太陽の子運動が展開され母と子を守り、すこやかに育てたいとの願いが、日々に高まっています。太陽の子運動の中にたくさんの事業がありますが、本年度から幼児の精密検診と妊娠検診の委託事業がはじまりました。

幼児の精密検診＝幼児期は人間の基礎をつくる重要な時期です。そのため身体の発達に障害のある子どもの精密無料検診をすることになりました。四才から五才の子どもで身体、耳目などに障害のある児、又は疑わしい子どもでまだ、一度も精密検診を受けたことのない方は町の衛生課、保健所の方に連絡くだされば無料の受診券を発行します。

妊婦健康診査の委託事業＝妊婦は母子保健中、最も重要なことです。太陽の子は健全な母から生れます。

妊娠中の病気又は異状を発見するために妊娠五カ月前に一回、五カ月後に一回県医師会並に公的医療機関に委託して無料の検診をします。異状がありますと、母子栄養強化事業でミルクの支給、妊娠中毒症援護費などの制度もあります（母子手帳五十二）

妊娠されたら早く届出、二回の検診（受診票は町役場で発行）と助産婦による訪問指導（一〜二回無料）そして年二回の妊娠検診も受けてください。

妊娠された方、赤ちゃんをお持ちのお母さんも、母子手帳をもう一度読みかえし、利用してください。

出かせぎ者でもできる

『不在者投票』

四月十一日（県知事、県議会議員）四月二十五日（町の議会議員）と選挙が続いていますが遠く東京や大阪方面などへ出かせぎにでている人でも「不在者投票」ができますので、次に書いてある順序で投票の手続きをして、清き一票を無駄にしないようにしましょう。（ただし選挙人名簿に登録されていることです）

それでは四月十一日行なわれる県知事、県議会議員の選挙については次の要領でしてください。

▲四月二九日以前に届くよう投票用紙の請求をする

不在者投票をしようとする人は、おそくとも二九日迄に届くよう「田代町選挙管理委員会委員長」宛にあとに示した様式の「宣誓書」をそえて投票用紙の請求をしてもらいます。

この「宣誓書」が田代町の選挙管理委員会に届きますと、委員会ではその内容を確め、また選挙人名簿に登録されているかを調べて間違いがなければ「不在者投票証明書」と「登票用紙」とを「速達便」で本人に郵送します。

▲自分だけで書いて送っても駄目です。

速達便で届いた「不在者投票証明書」や「投票用紙」をもって、自分の住んでいるところの区役所や市役所の選挙管理委員会に行って受取った封筒を示し、そこの選挙管理委員会の指示にしたがって候補者の名前を書きます。

（この場合不在者投票証明書の入っている封筒はあけないこと）

候補者の名前を書き終りますと、あとはそこの選挙管理委員会の方で田代の選挙管理委員会宛に速達便で送ってくれます。

▲おそくとも四月六日までには区役所、または市役所へ行くこと。

東京地方でありますと速達便でも、四日はかかりますので、本人宛に届いた書類をもって、おそくとも、四月の六日までには、区役所または市役所の選挙管理委員会の事務局へ出向かないと投票日の四月十一日午前中までには届きません。

市役所や区役所または町役場の選挙管理委員会に行かず、自分だけで書いて郵送しても、田代町の選挙管理委員会では正しい不在者投票として認めません。

以上町外とくに遠方に出ている人（旅行中の人も同じ）の不在者投票の方法を書きましたが、四月二五日の町議選も同じ要領です。

出かせぎ者のある家族の人は、選挙人名簿に登録の有る無をしらべて、有る人には、この「広報たしろ」を送ってください。

「宣誓書」用紙は小組合長さんのところに届けておきます。

▲役場で不在者投票ができる人

選挙の当日、自分の投票区外や町外で仕事や、やむをえない用件のため、投票所へ行けない見込みの人は、その前日までに役場で不在者投票ができます。

受付の時間は午前八時三十分から午后の五時までです。この場合も「宣誓書」が必要です。

「宣誓書」の用紙は小組合長さんのところにありますので所要事項を書いてきてください。

その外わからないことは役場の選挙の係に問い合せてください。

宣誓書（様式）

私は次の理由によって、昭和〇年〇月〇日執行の〇〇選挙の当日自ら投票所に行って投票することができない見込みであります。
（不在者投票の理由）

上記真実に相違ないことを誓います。
昭和46年　月　日
住　所
氏　名　㊞
生年月日
職　業
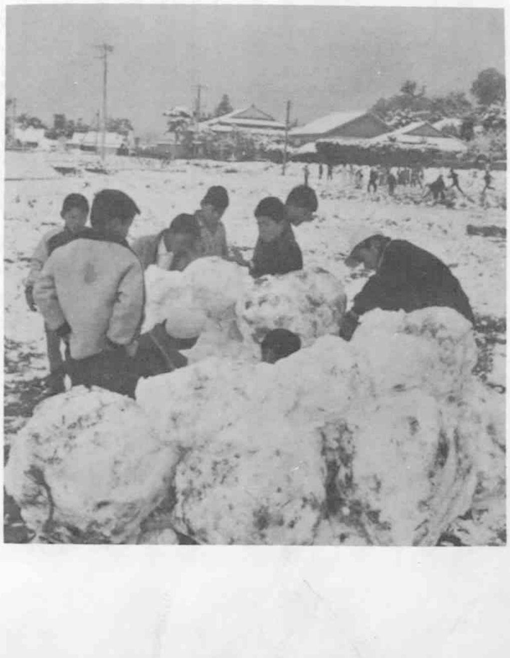
二月五日久し振りの大雪で、町も野も畠も一面の銀世界
雪だるまや雪合戦で子ども達は大はしやぎ